

説明書（高齢者肺炎球菌予防接種）

◆（23価）肺炎球菌予防接種とは

高齢者の肺炎の中で、最も頻度の高い「肺炎球菌」という細菌感染を予防するワクチンです。肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン」は、そのうち23種類の血清型を対象としたワクチンです。この23種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約4割～5割を占めるとい研究結果があります。このワクチンは、対象とする血清型の侵襲性肺炎球菌感染症を4割程度予防する効果があります。

◆予防接種対象者

寒川町に住民登録があり、過去に自費（任意接種）を含め23価肺炎球菌ワクチンを一度も受けたことがない方で、①又は②に該当する人

① 接種日現在、65歳の人

注) 定期接種の機会は65歳の1年間です。接種を希望する方は、接種の機会を逸することがないようご注意ください。

②接種日現在、60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある人（上記障がい名の身体障害者手帳1級相当の人）

注) 2回目以降は、公費負担助成はありません。1回目より局所の副反応が多くみられる場合があるので、かかりつけ医にご相談ください。

◆予防接種後の副反応と注意

注射の跡が赤くなる・はれる・痛む等や、熱が出る・悪寒・だるい等ありますが、通常2～3日のうちに治ります。

その他、接種直後まれに発汗・じんましん・吐き気・呼吸困難等が起きることがあります。

予防接種を受けた日の入浴は差し支えありませんが、激しい運動や飲酒はさけましょう。

注) 接種後30分は急な副反応が現れることがあるので、医師とすぐに連絡が取れるようにしましょう。

◆予防接種の可能・不可能

医師の診察の結果によっては、予防接種が受けられない場合があります。わからないことがある場合は、予防接種を受ける前に医師や看護師に質問し、納得したうえで接種を受けましょう。

上記の説明を理解し、高齢者肺炎球菌予防接種を希望の方は、予診票にご記入のうえ接種を受けてください。

※高齢者肺炎球菌予防接種希望者で、被接種者(本人)が署名できない場合、代理人(家族)が署名し被接種者との続柄を記入してください。

◆予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが、不可避免的に生ずるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要となる手続き等については、予防接種を受けられた市町村にご相談ください。（厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。）